

社会福祉法人池上長寿園 役員等報酬規程

制定日	2017(H29)年6月27日
施行日	2017(H29)年6月27日
改定日	2024(R6)年7月1日
決裁機関	評議員会
分類	基本規程
版	第4版

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 池上長寿園（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。なお、国及び地方公共団体の職を兼ねている役員等については、報酬を支給しないものとする。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定めるものとし、個別の額は理事会で定める。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費等)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める役員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 週4日以上勤務する常勤役員については、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職等区分	報酬の合計上限額
常勤役員	年額 4,500,000 円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務名	日 額
評議員会への出席	10,000 円

(2) 理事

業務名	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円

(3) 監事

業務名	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査等への出席	15,000 円
監事監査等への出席 (公認会計士)	50,000 円

注) 評議員会及び理事会が同日に開催され、そのいずれにも出席した者の報酬の額は 10,000 円とする。